

令和2年11月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和2年11月17日 開会

令和2年11月17日 閉会

国見町農業委員会

令和2年11月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	8番	佐藤浩信君
10番	井砂秀明君		

1. 欠席委員

7番 八島富一君

1. 出席農地利用最適化推進委員

小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	菊地信七君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	武田正裕君
農業委員会事務局主幹兼係長	渡邊和巳君
農業委員会事務局係員	横山彰君

1. その他の出席者

産業振興課主幹兼 産業振興係長	大勝宏二君
--------------------	-------

1. 議事日程

議事日程

令和2年11月17日（火曜日）

午後 1 時 3 0 分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等
 - 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地利用集積計画の決定について
 - 議案第 3 号 農地利用意向調査について
 - 議案第 4 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積について
- 6 その他
 - (1) 「人・農地プラン」の実質化に係る話合いについて
 - (2) 次回以降の総会日程等について

午後 1 時 3 0 分開会

1 会長挨拶

○事務局 初めに、渋谷会長よりご挨拶をよろしく申し上げます。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、渋谷会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

3 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、2 番、赤坂正弘委員、8 番、佐藤浩信委員にお願いいたします。

4 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、八島富一委員より欠席の報告が来ております。

5 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、お願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（4件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

ただいまの件について質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（3件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

では、受付番号32番の案件について現地調査の結果を小坂・泉田地区担当の黒田武推進員より説明をお願いいたします。

○小坂・泉田地区担当推進員（黒田 武君） 11月10日に事務局と現地を調査いたしました。事務局報告どおりでございますので、よろしくお願いたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号33番の案件について現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、菊地信七推進員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進員（菊地信七君） 事務局の説明のとおりであります。よろしくお願いたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号34番の案件について現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進員より説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進員（佐藤正春君） 受付番号34番について、ただいま事務局説明のとおり、何ら問題ないと確認してまいりましたところでございます。ご審議よろしくお願いたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 受付番号33番の案件については、集積計画でも対応できるような気がするのですが、農地法第3条で申請される方と農用地利用集積計画を利用される方の違いというのは、借人の単なる選択なのでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 【追加説明】

○会長（渋谷福重君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定（所有権移転の申出1件、個人による貸借の申出1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号について、国見町農用地利用集積計画案の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号については、国見町農用地利用集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農地利用意向調査について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 農地利用意向調査についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 農地利用意向調査について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番、佐藤委員。

○3番（佐藤 武君） 昨年度も農地利用意向調査を実施していると思うのですが、回答率というのはどのぐらいになっているものなんですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今すぐに正確な数字というのは出ませんが、回答率は大体6割から7割ぐらいです。今回農地利用最適化推進委員の皆様には配布のほうをお願いしたいというのが、遊休農地の所有者の方々の多くは誰に相談すればいいのかというのが分からないところが背景としてございます。推進委員の皆様には配っていただければ、この方が地区の推進委員だと所有者の方々が分かると相談などもしやすいですし、回答の部分についてお声がけなどもいただければ少しでも回収率も上がりまして、町内の遊休農地の意向というのが少しでも分かるのかなということで、今年はそのような方式を取りたいなと考えております。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、事務局案のとおり農地利用意向調査を実施することに賛成の委員は挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号については事務局案のとおり実施することに決定いたします。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積について説明】

○会長（渋谷福重君） ただいま下限面積の設定について事務局より説明をしていただきました。

これについて、意見等があればよろしくお願いたします。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） 面積を定める案を決めなくてはいけないということはないと思うのですが。そもそも何でアール単位なのかというのも疑問に思いますし、平方メートル単位でも何の支障もないのではないのでしょうか。

あと、1アールの根拠というのは、やはり中途半端だと思います。対処できないケースも出てくるのではないのでしょうか。例えば、道路用地の買収などで引っかかって面積が減り、残地として1アールに満たない農地も十分あり得ることですし、そのときに1アール超えるようにしてくださいなどと簡単にできる話ではないと思います。

そのようなことを考えれば、0.01アールというのが実務的にも一番妥当なのかなと思います。それで何か問題があれば話は別ですが。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 事務局が提案しました下限面積の1アールはあくまでもたたき台ですので、1アールでは大きいというのであれば、空き家解消に軸足を置いて0.01アールという考え、将来、新規就農、農地の生産性、地域の発展や農業の発展というのを見据え、面積はある程度確保するといった新規就農に努めた考え、両方あると思いますので、農業委員の皆様でご審議をいただきたいと思います。

○6番（斎藤紀次君） 1アールに設定したらおそらく弊害が出てくる可能性もあると思います。そのまま将来の就農へつなげたいという話がありましたが、1アールぐらいの面積ですと家庭菜園のレベルだと思うのです。新たに来る人にもっと大きく広げて耕作してくれと期待するのは、難しいと感じます。

だから、変な制限を設けずに、福島市等と同様に0.01に設定するというのが妥当なのではないかなと私は思います。

○会長（渋谷福重君） ほかの方はどんな意見がありますか。

2番、赤坂委員。

○2番（赤坂正弘君） 1アールでも0.01アールでもどちらでもいいとは思いますが、実際問題、1アール未満の農地はあるのでしょうか。

○8番（佐藤浩信君） あります。

○会長（渋谷福重君） あるところは、例えば1枚の農地の一部だったりします。

○6番（斎藤紀次君） 実態としてはないかもしれませんが、登記簿上、どの地番がどれくら

いの面積なのかということではないですか。

○2番（赤坂正弘君） あともう一つは、別段面積を超えるなら、権利を取得する農地の面積はそれよりも多くてもいいのですか。

○会長（渋谷福重君） 面積は多くてもいいです。

○2番（赤坂正弘君） その方が将来的に農家になるということであれば、それは求めていくということですね。

○事務局 もし、将来農家としての新規就農等を考えるのであれば、農地の取得にかかる別段面積はある程度大きいほうがいいのかと思います。全く新規就農は考えない、空き家の流通を活発化させたいんだと軸足を置くのであれば、0.01アールになるのかなと考えております。どちらに軸足を置くかによって考え方が変わると思います。なお、先ほどご質問がありました1アール以下の筆数ですが、町内で約1,400筆ほどあります。

○2番（赤坂正弘君） そんなにあるのですか。

○事務局 あります。

○2番（赤坂正弘君） 空き家に付随している農地といいますか、住宅に付随している、くっついている農地ということですか。

○事務局 あくまでも面積が1アール以下の筆数は1,400筆ほどだということでございます。空き家や住宅にくっついているかどうかということまでは調査しておりません。

○会長（渋谷福重君） よろしいですか、ほかに意見ございませんか。

○事務局 1度皆様にお示しした資料になりまして、1アール未満の遊休農地といわれる農地の筆数というのは前回の資料に載せてございますが、筆数としては約73筆、面積にしますと全体で約40アールぐらいが1アール未満の遊休農地となっております。

○会長（渋谷福重君） 例えば1アールで決めておいて、いろいろな案件が出てきた場合には、見直しはできるのですか。

○事務局 基本的に別段面積については適切かどうか確認することが望ましいとなっておりますので、1年ごとに見直すことも可能だと思います。

○6番（斎藤紀次君） 別段面積の設定については、町の規則、条例には一切関わりないのでしょうか。

○事務局 ないです。

○6番（斎藤紀次君） 農業委員会で設定できるということですか。

○事務局 農業委員会が別段面積を設定し告示を行いまして、あと県のほうに報告することに

なっております。

○6番（斎藤紀次君） 告示ということは、議会は関係なしに、農業委員会の決定によるところだということですか。

○8番（佐藤浩信君） 端的に言えば、そういうことではないですか。

○6番（斎藤紀次君） 1アールに設定しておいても弊害が出てくる可能性が予想されるのであれば、初めから考慮して別段面積を設定したほうが良いと思うのですが。

○会長（渋谷福重君） どうでしょうか。

様々な意見があるとは思いますが、取りあえず1アールで決めさせていただいて、いろいろな事例が出てきた際には、見直しを行うこともできるとのことですから。

10番、井砂委員は意見等ありませんか、考えなどを聞かせていただければと思うのですが。

○10番（井砂秀明君） 特にはありませんが、今ほどお話があったとおり、毎年見直しを行うことが望ましいということであれば、現状で事務局からは1アールという提案されている。それに私は同意したいと思います。

○会長（渋谷福重君） どうでしょうか。取りあえずは事務局案に賛成していただいて、その都度何かあればまた農業委員会で見直しを諮るということでどうでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（斎藤紀次君） 私は賛同できません。

1アールに設定する根拠があまりにも薄弱といいますか、何のためにそういった面積に設定するというのが理解できません。

農業振興に軸足を置くのであれば、1アールというのは非常に中途半端ですし、やはり農家と言えるような面積が欲しいということであれば10アールぐらいです。逆に、空き家対策ということを重点に置くのであれば0.01アールだと思います。1アールにしてしまうと、どちらの考えに対しても半端ではないでしょうか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今の斎藤委員からのお話でございますが、確かに斎藤委員がおっしゃるとおり、0.01アールということであれば、ほとんどの農地が対象になりますので、それはとてもいいメリットだとは思いますが。

ただ、0.01アールという面積ですと、実際のところ農地がどこにあるかという現場での判断はしづらくなってくると思います。言い方が悪くなりますが、例えば農地を取得された方が、違反転用にしてしまうおそれも今後出てくるのではないかと思います。

先ほど、齋藤委員ご自身が申し上げた部分の引用になりますが、1アールですと、家庭菜園と言える程度です。田舎暮らししたい人というのは1アールぐらいの家庭菜園等をやりたいということを考えているのではないかということ、また違反転用とらないようにしたいということも考えて今回事務局としては1アールということを示してはございますが、実際は決めるのはこの農業委員会の場でございますので、決めるのは農業委員の皆様の話合いで決めていただければと思います。

○6番（齋藤紀次君） 今の違反という話だと、1アール未満の農地ですと違反転用されるおそれがあるといいますが、実態は、現況既に宅地とか雑種地になっているところもあるのではないですか。恐らくそういうケースがあった場合には、追認許可等の話になると思います。そういうトラブルを避けるためにも、余計な制限はしないほうが良いというのが私の意見です。

○会長（渋谷福重君） そのほかに、意見ございませんか。

○事務局 今回改正するに当たって、極端に厳しくしたり、極端に緩くしたりするというのは改正する側としては避けたほうが良いのかなという考えもあるわけなのです。実際、0.01アールに設定してしまうと、実質歯止めがなくなるということになりますので、1アールという歯止めをつけておいた方が良いのではないのでしょうか。

○2番（赤坂正弘君） よろしいですか。

○会長（渋谷福重君） 2番、赤坂委員。

○2番（赤坂正弘君） 1度設定してみて、何かあればまた見直ししていけばいいのではないかと思います。ほかの地域でも1アールという設定はありますし、先行しているところで問題があるなら考えなければいけないと思いますが、1年ごとに見直しができるのであれば、ひとまずは設定し、問題が出たらそれを解消していけばどうかと思います。

要は空き家を解消することが大切なんだろうと思います。

○会長（渋谷福重君） 今ほど2番、赤坂委員、10番、井砂委員が言ったように、また農業委員会で見直せるということなのですが、どうでしょうか、皆さん。

○6番（齋藤紀次君） 0.01アールで何が不都合なのでしょう。

○会長（渋谷福重君） 0.01アールでも間違いではないのですが、1アールであれば、それなりに面積がありますから、何かあれば見つけやすいのではないですか。

○6番（齋藤紀次君） 実際は1アールで設定しているところも、0.01アールのほうが良いといった意見があるのではないですか。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今回、県内市町村の状況を載せておりますが、近隣市町の話になりますが、桑折町も国見町と同じように空き家に付随した農地を取得する際の面積の引下げは検討している状況でございます。情報として入っているのは、桑折町は1アールでの設定になりそうであり、農業委員の皆様から面積をもっと下げるべきだといった意見は特段出てきていないようです。ただ、あくまでも桑折町は桑折町、国見町は国見町で決めればよいと思いますので、皆様、意見を出していただければと思います。

○6番（斎藤紀次君） 福島市は0.01アール、伊達市はどうなんでしょうか。

○事務局 伊達市は空き家に付随した農地に係る別段面積の設定はしていません。

○6番（斎藤紀次君） 伊達市はまだやっていない、桑折町は今協議中ということですね。

○事務局 桑折町は現在のところ協議中ございまして、特段意見は出ていないということでした。

○会長（渋谷福重君） 8番、佐藤委員や5番、佐久間委員からも意見を聞きましょう。

いかがですか、今までの話を聞いて8番、佐藤委員はどうでしょうか。

○8番（佐藤浩信君） 1アールではないでしょうか。実質ゼロにしてしまうとまずいと思いますから、1アールでいいと思います。

○会長（渋谷福重君） 5番、佐久間委員はどうですか。今までのお話を聞いて、事務局案の1アールとするか、0.01アールとするのがいいのか。

○5番（佐久間久子君） 私の意見は1アールです。1年ごとに見直しというのがあるのであれば、前例を参考にしながら、国見町も見直すところは見直す。それでやっていくのが一番ではないでしょうか。取りあえずは1アールでやっていくべきかなとは思いますが。

○会長（渋谷福重君） 3番、佐藤委員はどうですか。

○3番（佐藤 武君） 私も1アールで賛成です。

○会長（渋谷福重君） 多数決は取りませんが、1アールという意見が多いので事務局案の1アールに設定するという事にいたします。

この議案については、1アールで決めさせていただきます。

議事については、これで終了といたします。

6 その他

○会長（渋谷福重君） 続いて、その他に移ります。

(1) 「人・農地プラン」の実質化に係る話合いについて

○会長（渋谷福重君） (1) 「人・農地プラン」の実質化に係る話合いについてを議題といたします。

説明をお願いします。

○産業振興課主幹兼産業振興係長（大勝宏二君） 【「人・農地プラン」の実質化に係る話合いについて説明】

(2) 次回以降の総会日程等について

○会長（渋谷福重君） 続いて、次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） それでは、総会をこれで閉じます。

ありがとうございました。

午後2時51分閉会